

京 都 大 学 大 学 文 書 館 利 用 等 要 項 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(個人情報漏えい防止のために必要な措置)</p> <p>第7 大学文書館は、特定歴史公文書等に個人情報 (生存する個人に関する情報であって、当該情報 に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により 特定の個人を識別することができるもの(他の情 報と照合することができ、それにより特定の個人 を識別することができることとなるものを含む。) をいう。)が記録されている場合には、当該個人 情報の漏えいの防止のために次の各号に掲げる措 置を講じるものとする。</p> <p>(1) 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限</p> <p>(2) 当該特定歴史公文書等に記録されている個人 情報に対する不正アクセス(不正アクセス行為 の禁止等に関する法律(平成11年法律第12 8号)第3条第2項に規定する不正アクセスを いう。)を防止するために必要な措置</p> <p>(3) } (略)</p> <p>(4) }</p> <p>(後 略)</p>	<p>(個人情報漏えい防止のために必要な措置)</p> <p>第7 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) 当該特定歴史公文書等に記録されている個人 情報に対する不正アクセス行為(不正アクセス 行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第 128号)第2条第4項に規定する不正アクセ ス行為をいう。)を防止するために必要な措置</p> <p>(3) } (同 左)</p> <p>(4) }</p> <p>附 則 この要項は、平成24年11月22日から実施す る。</p>